

# 石川県公報

平成30年11月16日（金曜日）

号 外

（第 82 号）

## 目 次

監査委員  
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

## 監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年11月16日

石川県監査委員	吉	田	修
同	浜	田	孝
同	岡	部	朋代

（事務連絡費に係る住民監査請求の監査結果）

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

#### 2 請求書の提出

平成30年9月18日

#### 3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

(1) 石川県は、需用費の食糧費支出をする場合、事務連絡費支出として支出している。

地方公共団体の支出である事務連絡費支出は、「その事務の処理をするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第2条第14項）し、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて」「支出してはならない」（地方財政法第4条第1項）。

(2) 観光戦略推進部観光企画課は、平成29年11月8日に、「3名分お食事代」21,000円を事務連絡費支出している。

上記支出理由は、「バイカルアザラシの受け入れに際し、イルクーツク州よりアザラシに同行して来県した獣医師2人を歓迎するために行った9月25日の招宴に係る経費」と記載するとともに、「滞在予定表（案）」が添付されているのであるが、当該文書は上記招宴の公的必要性を裏付ける文書ではない。

すなわち、上記支出理由としているアザラシ同行獣医師2人を歓迎する招宴は、石川県の事務の経費ではない。

上記支出は、上記招宴が石川県の事務ではないから、違法支出である。

石川県は、事務に随伴していない違法支出によって当該支出額の損害を被った。

したがって、石川県において本来的に予算執行権限を有している石川県知事及び上記知事の権限を委任された次長兼課長・山下活博は、石川県へ、連帯して金21,000円を賠償する必要がある。

(3) 企画振興部企画課は、平成29年12月25日に16,000円を事務連絡費支出している。

上記支出理由としては、「福井県・石川県知事懇談会に係る経費(11月9日)」と記載するとともに、「石川県・福井県知事懇談会」、「石川県・福井県知事懇談会 出席者名簿」及び「お見積書」の3文書を添付している。

しかし、上記支出理由としている石川県・福井県知事懇談会は13時40分から14時40分の1時間に福井県教育博物館でおこなわれたのであるから、11時30分から12時30分にフレンチレストランLULL(ラル)で行われた「昼食懇談会」に係る支出であるから、当該支出は事務連絡費支出ではない。

石川県・福井県知事懇談会と無関係の上記支出は、目的外の違法支出である。

石川県は、事務に随伴していない違法支出によって当該支出額の損害を被った。

したがって、石川県において本来的に予算執行権限を有している石川県知事及び上記知事の権限を委任された臼井晴基課長は、石川県へ、連帯して金16,000円を賠償する必要がある。

(4) 観光戦略推進部国際交流課は、平成29年12月28日に344,464円を事務連絡費支出している。

上記支出理由は、「ロシア・イルクーツク州知事一行との懇談に要する経費」と記載するとともに、「1日 平成29年11月11日(土) 18:00~20:00/2 場所 金城樓2階「末広の間」/3 参加者 州:レフチェンコ知事、知事夫人ら8名 県:谷本知事、米澤議長、稲村議員(日ロ友好促進議連会長)、中村議員(石川県ロシア協会会長)ら8名/4 出迎え」及び「5 知事招宴次第(司会 坂井国際交流課長)/①出席者紹介 ②谷本知事 挨拶 ③レフチェンコ知事 挨拶 ④乾杯(米澤議長) ⑤歓談 ⑥中締め(稲村会長) ⑦閉会」と記載した「知事招宴」と題する文書を添付している。

しかし、上記支出理由には「ロシア・イルクーツク州知事一行との懇談」と記載しているのが、上記5記載のとおり、知事が招待した宴であるから「懇談」であるとは言えず、実態は、高級料亭・金城樓にておこなわれた宴会であるから、石川県の事務ではない。

上記支出は、事務に随伴した支出ではなく、違法支出である。

石川県は、事務に随伴していない違法支出によって当該支出額の損害を被った。

したがって、石川県において本来的に予算執行権限を有している石川県知事及び上記知事の権限を委任された棗左登志部長は、石川県へ、連帯して金344,464円を賠償する必要がある。

(5) 請求人は、石川県監査委員に対し、前記(2)の支出に関する谷本知事及び山下活博次長兼課長に対して、石川県へ、連帯して金21,000円の金員を、前記(3)の支出に関する谷本知事及び臼井晴基課長に対して、石川県へ、連帯して金16,000円の金員を支払うように、上記(4)の支出に関する谷本知事及び棗左登志部長に対して、石川県へ、連帯して金344,464円の金員を支払うように、それぞれ、石川県知事に勧告することを請求する。

(添付書類)

公文書一部公開決定通知書の写し

判決書の写し

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、平成29年度事務連絡費の支出に係る職員措置請求であり、米澤賢司監査委員については、本件請求の対象事案である「ロシア・イルクーツク州知事一行との懇談」の出席者であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成30年9月25日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成30年10月11日に、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、新たな証拠として公文書不存在決定通知書の写しを提出するとともに、請求内容について、県の事務に随伴した支出が事務連絡費であるとし、それを担保するような事務に関する文書が存在しないことから、本件事務連絡費の支出は目的外の違法支出であることなどの補足説明を行った。

### 2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、平成29年度に支出した事務連絡費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうかとした。

## 3 監査対象部局

企画振興部（企画課）、観光戦略推進部（観光企画課、国際交流課）

## 4 監査対象部局の監査の経過

企画振興部及び観光戦略推進部に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成30年10月22日に、それぞれが支出した事務連絡費の概要及び請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

## (1) 観光戦略推進部観光企画課

ア 平成28年3月に本県が策定した石川県国際化推進プランの「具体的な施策」として、「友好交流地域との多様な交流の推進」を定めていることから、友好交流地域であるロシア・イルクーツク州との交流の推進は県の事務である。

イ 友好交流地域である同州が、本県のバイカルアザラシ（以下「アザラシ」という。）提供の要請に応じて、長年の友好の証としてアザラシ3頭を寄贈することに伴い、同州の職員（獣医師）が来県したため、返礼の意味を込めて懇親会を催し、アザラシの繁殖に関する情報や、長年続けてきた青少年交流の重要性などの、友好交流の推進につながる有益な意見交換を行ったものであり、友好交流の推進という県の事務に付随する支出である。

ウ 本件は、国際交流を目的としたものであり、判例でも「地方公共団体も対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは許容される」（平成元年9月5日最高裁判所第三小法廷判決）とされるところ、本県の事務連絡費の規定に基づいた支出であり、適法かつ社会通念上儀礼の範囲内にある。

## (2) 企画振興部企画課

ア 「石川県・福井県知事懇談会」は、「共通課題の解消に向けた取組みや新たな連携方策など、県境を越えた政策を展開する」ことを目的として、平成8年度から開催しており、平成16年度からは毎年度開催地を交互にして開催している。

イ 知事懇談会の構成・内容としては、

(ア) 公開の場で、現時点で対外公表できる両県連携の取組等について意見交換や確認・合意をする場の懇談会と現地における視察

(イ) 非公開の場で実施する、現時点で公表するに至らないものも含めた今後の両県の連携・協力等について、率直な意見交換を行う「昼食懇談会」

により、両県双方が合意の上で開催したものである。

ウ 「昼食懇談会」は、両県連携の取組等を中心として、両県の知事同士が率直な意見交換をすることを目的として開催したものであり、意見交換を通じ、それぞれの地域の発展に向け、お互いに相乗効果を高める取組が進められるよう、相互に意思疎通を図る必要があることから実施しているものである。

よって、昼食懇談会経費は、石川県・福井県知事懇談会に伴う適正な経費の執行である。

## (3) 観光戦略推進部国際交流課

ア 平成28年3月に本県が策定した石川県国際化推進プランの「具体的な施策」として、「友好交流地域との多様な交流の推進」を定めていることから、友好交流地域であるロシア・イルクーツク州との交流の推進は県の事務である。

イ 本県と友好交流地域である同州とは、長年にわたる民間交流の実績を礎に、平成3年に友好交流に関する議定書を締結して以来、毎年、高校生を相互に派遣し、青少年交流を促進する21世紀石川少年の翼事業など様々な交流を行ってきた。

ウ 平成29年11月に同州知事一行が来県した際、友好交流の一環として、本県主催の懇親会を催し、同年9月に同州から寄贈されたアザラシの繁殖に関する情報や、長年続けてきた青少年交流の重要性など、友好交流の推進につながる有益な意見交換を行ったものである。

エ 懇親会とそれに先立ち実施した本県知事と同州知事との懇談会は、一体のものであることから、懇親会だけを取り出して、県の事務に随伴するものではないとするのは適切でないし、友好交流地域の一方向の首長が相手地域を訪問した際に、受け入れる側の首長が歓迎の意を込めて、地元を代表する料理をもって懇親会を開催することは、国際儀礼として通常行われているものであり、友好交流の推進という県の事務に付随する支出である。

オ 本件は、国際交流を目的としたものであり、判例でも「地方公共団体も対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは許容される」(平成元年9月5日最高裁判所第三小法廷判決)とされ、また、会合相手の社会的地位などを考慮すれば、会合の品格について、一定程度の水準を確保することが求められるところ、過度に高価な料理を提供したとは言えないことに加え、本県の事務連絡費の規定に基づいた支出であり、適法かつ社会通念上儀礼の範囲内にある。

## 第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

平成29年度に支出した事務連絡費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事項は次のとおりである。

なお、事務連絡費の支出の手続については、適正に行われていることを確認した。

#### (1) 観光戦略推進部観光企画課

ア 平成28年3月31日付けの本県知事からロシア・イルクーツク州知事あての親書により本県はアザラシの提供を要望し、平成29年9月25日に同州からいしかわ動物園にアザラシ3頭が贈られた。

イ アザラシを受け入れるに当たり、ロシアから日本国内までの輸送中及び同動物園搬入後の健康状態の確認並びに同動物園職員との飼育方法等についての意見交換のため、同州の職員である獣医師2人がアザラシに同行して来県した。

ウ 同日、同州の獣医師2人を招いて、懇親会が開催された。

#### エ 事務連絡費の支出

同日の懇親会に係る経費として、7,000円×3人(獣医師2人、県参事1人)=21,000円が同年11月8日に支払われた。

#### (2) 企画振興部企画課

ア 平成29年11月9日11時30分から14時50分にかけて、福井県坂井市において石川県・福井県知事懇談会が開催された。

イ このうち11時30分から12時30分にかけて、現時点で公表に至らないものも含めた今後の両県の連携・協力等について率直な意見交換を行うため、フレンチレストランLULL(ラル)において「昼食懇談会」が開催された。

#### ウ 事務連絡費の支出

同日の「昼食懇談会」に係る経費として、8,000円×2人(本県知事、企画振興部長)=16,000円が同年12月25日に支払われた。

#### (3) 観光戦略推進部国際交流課

ア 平成29年11月10日から12日にかけて、ロシア・イルクーツク州知事以下28人が、東京での同州の投資環境PR等に併せ、友好交流地域である本県を訪問した。

イ 同月11日、本県知事と同州知事との懇談後、18時から20時にかけて金城樓で本県主催の懇親会が開催された。

#### ウ 事務連絡費の支出

同日の同州知事一行との懇談に要する経費として、21,529円×16人(相手側：同州知事以下8人、本県側：知事、県議会議長、県議会議員2人、観光戦略推進部長、県参事、中央病院副院長、国際交流課長)=344,464円が同年12月28日に支払われた。

### 2 判断

事務連絡費は、行政事務・事業の執行上、直接的に費消される経費であることから、地方公共団体が主催する懇談の経費をこの費目から支出する場合は、行政事務等の存在が明確にされるとともに、その執行との直接的な関連性が認められる必要がある。

以下、請求人の主張、企画振興部及び観光戦略推進部の説明等に基づき、次のとおり判断する。

#### (1) 観光戦略推進部観光企画課

今回の事務連絡費の支出は、本県の友好交流地域であるロシア・イルクーツク州が、本県のアザラシ提供の要請に応じてアザラシ3頭を寄贈することに伴い、同州の職員である獣医師2人が、アザラシの健康状態の確認及び飼育方法等についての意見交換のためアザラシに同行して来県したことから、平成29年9月25日に本県が催した懇親会の経費に係るものである。

懇親会は、アザラシに同行して来県した獣医師2人を招いて開催されたものであるが、その中で、アザラシの繁殖に関する情報や、青少年交流など、友好交流の推進につながる意見交換が行われたものであり、石川県国際化推進プランに基づく友好交流の推進という県の事務に付随する支出であると認めることができる。

平成元年9月5日の最高裁判所判決では、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきである」とされている。

したがって、「アザラシ同行獣医師2人を歓迎する招宴は、石川県の事務の経費ではない」、「事務に随伴していない違法支出」であるとの請求人の主張は認められない。

## (2) 企画振興部企画課

今回の事務連絡費の支出は、平成29年11月9日に福井県坂井市において開催された「石川県・福井県知事懇談会」のうち、「昼食懇談会」の本県出席者2人の経費に係るものである。

「石川県・福井県知事懇談会」は、「共通課題の解消に向けた取組みや新たな連携方策など、県境を越えた政策を展開する」ことを目的として平成8年度から開催されている。その一部を構成する「昼食懇談会」は、両県の知事同士が、非公開の場で実施する、現時点で公表するに至らないものも含めた今後の両県の連携・協力等について、それぞれの地域の発展に向け、お互いに相乗効果を高める取組が進められるよう、相互に意思疎通を図る必要があり、率直な意見交換を行うことを目的として開催されたものであり、県の事務であると認めることができる。

したがって、「昼食懇談会」に係る支出は、「石川県・福井県知事懇談会と無関係」で、「事務に随伴していない違法支出」であるとの請求人の主張は認められない。

## (3) 観光戦略推進部国際交流課

今回の事務連絡費の支出は、平成29年11月10日から12日にかけて友好交流地域である本県を訪問したロシア・イルクーツク州知事一行と、同月11日に本県主催で懇親会を催した経費に係るものである。

本県と同州とは、平成3年に友好交流に関する議定書を締結して以来、21世紀石川少年の翼事業による青少年交流など様々な交流を通じ、相互理解を深め、信頼関係を築いてきたところである。懇親会では、平成29年9月に同州から寄贈されたアザラシの繁殖に関する情報や、青少年交流の重要性など、友好交流の推進につながる意見交換が行われたものである。友好交流地域の一方の長が相手地域を訪問した際に、受け入れる側の長が歓迎の意を込めて、地元を代表する料理をもって懇親会を開催することは、国際儀礼として通常行われているものであり、石川県国際化推進プランに基づく友好交流の推進という県の事務に付随する支出であると認めることができる。

平成元年9月5日の最高裁判所判決では、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきである」とされている。

したがって、「知事が招待した宴であるから「懇談」であるとは言えず」、「事務に随伴した支出ではなく、違法支出である」との請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、陳述において、県の事務に随伴した支出であることを担保するような事務に関する文書が存在しないことから、本件事務連絡費の支出は目的外の違法支出であるとの補足説明を行ったが、上記(1)から(3)までにより、事務に関する文書が存在しないことをもって目的外の違法支出であるとの請求人の主張は認められない。

以上のことから、観光戦略推進部観光企画課が平成29年11月8日に、企画振興部企画課が同年12月25日に、また、観光戦略推進部国際交流課が同月28日に支出した事務連絡費については、石川県の事務に随伴していない違法支出であるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

